

政策会議付議事案書 (令和元年10月11日)

提案課名 財政課 戸籍住民課  
報告者名 岩淵哲朗 原田真智子

<p>事案名</p>	<p>秦野市手数料条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: right;">有</p> <p>資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき住民に交付される「個人番号カード」について、国の「個人番号カード交付事業費補助金交付要綱」の一部改正により、個人番号カードの再交付事務における国庫補助の対象が拡大されたことに伴い、補助対象となる再交付の理由に該当する場合の手数料を徴収しないこととするため、秦野市手数料条例の一部を改正するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 経過</p> <p>(1) 令和元年9月10日 「秦野市手数料条例及び個別条例に定める手数料の見直し」について、個人番号カードの再交付手数料を含む現行手数料の額を据え置くことを政策決定</p> <p>(2) 同年9月11日 「マイナンバー交付円滑化計画の策定について（令和元年9月11日付け閣副第396号内閣官房等）」により、電子証明書等の更新手数料を無料化することについて通知</p> <p>(3) 同年9月30日 「個人番号カード交付事業費補助金交付要綱の一部改正について（令和元年9月30日付け総行住第99号総務大臣）」により、個人番号カードの再交付事務における国庫補助の対象が拡大されたことについて通知（同日施行）</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>個人番号カードの再交付手数料を徴収しない対象として、次の2点を定めること。</p> <p>1 個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が3か月未満となった場合の再交付（令和3年3月31日までの再交付に限る。）</p> <p>2 記載事項の変更（特別養子縁組による氏名の変更又は性別の取扱いの変更の審判による性別の変更に限る。）により個人番号カードを返納した場合の再交付</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和元年10月17日 令和元年9月第3回市議会定例会に追加議案として提出。</p>	

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

秦野市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年10月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

個人番号カード交付事業費補助金交付要綱の一部改正により、個人番号カードの再交付事務における国庫補助の対象が拡大されたことに伴い、補助対象となる再交付の理由に該当する場合の手数料を徴収しないこととするため、改正するものであります。

秦野市手数料条例の一部を改正する条例

秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（個人番号カードの再交付手数料の特例）

- 5 別表第1第6項第2号の規定にかかわらず、有効期間が満了する日までの期間が3か月未満となった個人番号カードに係る再交付手数料については、令和3年3月31日までに再交付する場合に限り、徴収しない。

別表第1第6項第2号を次のように改める。

- (2) 個人番号カードの再交付手数料（次に掲げる理由による再交付を除く。）

1枚につき 800円

- ア 個人番号カードの追記欄の余白がなくなったこと。  
イ 個人番号又は住民票コードの変更により個人番号カードを返納したこと。  
ウ 国外転出により個人番号カードを返納したこと。  
エ 記載事項の変更（特別養子縁組による氏名の変更又は性別の取扱いの変更の審判による性別の変更に限る。）により個人番号カードを返納したこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号 秦野市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1－4 (略)</p> <p><u>(個人番号カードの再交付手数料の特例)</u></p> <p>5 <u>別表第1第6項第2号の規定にかかわらず、有効期間が満了する日までの期間が3か月未満となった個人番号カードに係る再交付手数料については、令和3年3月31日までに再交付する場合に限り、徴収しない。</u></p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>1－5 (略)</p> <p>6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)関係手数料</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 個人番号カードの再交付手数料(次に掲げる理由による再交付を除く。) 1枚につき 800円</u></p> <p><u>ア 個人番号カードの追記欄の余白がなくなったこと。</u></p> <p><u>イ 個人番号又は住民票コードの変更により個人番号カードを返納したこと。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1－4 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>1－5 (略)</p> <p>6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)関係手数料</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 個人番号カードの再交付手数料(追記欄の余白がなくなったとき又は個人番号若しくは住民票コードの変更若しくは国外転出により返納したときの再交付を除く。) 1枚につき 800円</u></p>

ウ 国外転出により個人番号カードを返納したこと。

エ 記載事項の変更（特別養子縁組による氏名の変更又は性別の取扱いの変更の審判による性別の変更に限る。）により個人番号カードを返納したこと。

7-12 (略)

7-12 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 秦野市手数料条例の一部を改正することについて

### 1 条例改正の趣旨

総務省は、個人番号カードの交付等を円滑に行うことにより、社会保障・税番号制度の導入を推進し、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図ることを目的として、個人番号カード交付事業費補助金交付要綱を運用しています。

本市では、その趣旨を踏まえ、秦野市手数料条例において、個人番号カードを再交付するときの手数料として、国庫補助対象となる場合を除き、1枚につき800円を徴収することを規定しています。

令和元年9月30日付けで国の要綱が一部改正され、個人番号カードの再交付事務における国庫補助の対象が拡大されたことに伴い、補助対象となる再交付の理由に該当する場合の手数料を徴収しないこととするため、条例の一部を改正するものです。

### 2 補助対象となる個人番号カードの再交付の理由に該当する場合（下線部は、条例改正により追加するもの）

- (1) 個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が3か月未満となった場合（令和3年3月31日までの再交付に限る。）
- (2) 個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合
- (3) 個人番号又は住民票コードの変更により個人番号カードを返納した場合
- (4) 国外転出により個人番号カードを返納した場合
- (5) 記載事項の変更（特別養子縁組による氏名又は性別の取扱いの変更の審判による性別の変更に限る。）により個人番号カードを返納した場合

### 3 施行期日

公布の日

閣 副 第 3 9 6 号  
府 番 第 1 1 7 号  
総 行 情 第 4 9 号  
総 行 住 第 8 3 号  
令 和 元 年 9 月 1 1 日

各都道府県知事  
各指定都市市長 殿

内閣官房番号制度推進室長  
( 公 印 省 略 )  
内閣府大臣官房番号制度担当室長  
( 公 印 省 略 )  
総務省大臣官房地域力創造審議官  
( 公 印 省 略 )  
総務省自治行政局長  
( 公 印 省 略 )

#### マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進及びマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）を踏まえたマイナンバーカードの普及促進については、「マイナンバーカードの円滑な取得に向けた取組について（依頼）」（令和元年 6 月 28 日付け府番第 41 号・総行住第 34 号。以下「6 月 28 日付け通知」という。）において取組の推進を依頼していたところですが、当該通知において御連絡していた政府としての工程表については、本年 9 月 3 日のデジタル・ガバメント閣僚会議において、別添 1 のとおり「マイナンバーカード交付枚数（想定）・マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備に係る全体スケジュール」（以下「全体スケジュール」という。）として決定されました。また、併せて、マイナンバーカードの健康保険証としての利用に関し、別添 2、別添 3 が、マイナンバーカードを活用した消費活性化策として別添 4 の方向性が、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の交付円滑化計画に関し、別添 5 が、それぞれ決定されました。

つきましては、各市町村におかれては、下記に格段の御配意のうえ、全体スケジュール

におけるマイナンバーカードの交付枚数の想定に沿ったマイナンバーカード交付円滑化計画（以下「交付円滑化計画」という。）を策定いただき、マイナンバーカードの交付体制の整備や普及促進に計画的に取り組んでいただくようお願いします。

各都道府県におかれては、この旨を域内の指定都市を除く市町村に周知いただくとともに、下記に御留意いただき、域内の市町村の交付円滑化計画をとりまとめ及び必要な助言・連絡調整等に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 第1 交付円滑化計画の策定・推進体制

このたびのマイナンバーカードの普及に向けた取組については、各市町村におけるマイナンバーカードを活用した消費活性化策の担当部局や、マイナンバーカードの健康保険証利用に係る国民健康保険等や共済組合等の関連部局、各種窓口業務や人員、設備、予算に関する部局などとの緊密な連携が必要となることから、交付円滑化計画の策定や計画に沿った施策の実施については、マイナンバーカード交付担当部局だけでなく、庁内に部局横断型の推進体制（推進本部やプロジェクトチーム等）を構築するなどして取り組むことが適当と考えられること。

### 第2 交付円滑化計画の内容

#### 1 交付枚数の想定

全体スケジュールにおける年度毎のマイナンバーカードの交付枚数の想定に沿って各市町村における年度毎の交付枚数を想定して計画を策定されたいこと。

特に、令和2年7月に向けては、国家公務員や地方公務員等による今年度中のマイナンバーカードの一斉取得の推進に向けた取組に加え、マイナンバーカードを活用した消費活性化策としてのマイナポイント（マイキーIDにより管理するポイント）の取得のため、マイナンバーカードの交付申請が大きく伸びることが想定されることから、できるだけ早期かつ前倒しで交付枚数が増大することを想定して策定されたいこと。

#### 2 交付体制の整備

1で設定した交付スケジュールに対応するために必要な窓口数、土日・夜間開庁予定、職員配置数及び統合端末台数を算出・設定し、計画的に確保されたいこと。この際、以下の点に留意されたいこと。

- (1) 平日日中に来庁することが困難な住民の利便性を考慮し、地域の実情に応じた土曜日・日曜日の開庁や平日夜間の開庁時間延長の予定を設定し、積極的に実施され



たいこと。

- (2) 統合端末を取り扱うことができるのは、原則としていわゆる正規職員のみであるが、正規職員の配置換えでは十分な確保が難しい場合、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成 14 年総務省告示第 334 号）に基づく研修や正規職員による監視・監督等により住民基本台帳ネットワークシステムの安定運用が確保される場合には、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の適用を受ける一般職の臨時・非常勤職員であっても操作を行わせることが可能であること。
- (3) 臨時・非常勤職員の募集に当たっては、その職務上、統合端末の操作や、マイナンバー制度・公的個人認証制度の理解、住民への説明などの業務や責任が求められることも考慮した上で、その募集条件や採用条件を検討することが望ましいこと。
- (4) 民間事業者への委託については、マイナンバーカード関連業務のうち、交付・不交付の決定や、請求・届出内容の審査、住民基本台帳ネットワークシステムの運用・統合端末の操作等を除き、市町村の適切な管理下にある状況であれば、基本的には委託可能であること。例えば、申請者の本人確認に関しては、本人確認資料の審査・交付決定は市町村職員が行う必要があるが、市町村の適切な管理のもと本人確認資料や手続の説明・窓口の整理等の補助的業務について受託者が行うことができること。
- (5) 令和 2 年 1 月以降、公的個人認証の電子証明書及び未成年者に交付されているマイナンバーカードの有効期限が到来し、更新手続が発生することから、このための窓口負担を考慮の上、交付体制の整備の計画を策定する必要があること。

### 3 申請受付等の推進

- (1) 申請受付等の推進に当たっては、6 月 28 月付け通知において示したとおり、早期かつ円滑なマイナンバーカードの発行を進める観点から、オンラインでの交付申請を積極的に進める必要があること。

具体的には、交付申請者に対し、通知カード付属の交付申請書上の QR コードや申請書 ID を用い、スマートフォンやパソコンから交付申請用のウェブページにアクセスし又は証明用写真機からオンラインで交付申請を行うことを推奨されたいこと。また、通知カード付属の交付申請書を紛失している場合には、統合端末から交付申請書を出力し、当該申請書に記載された QR コードや申請書 ID を用いてオンラインで申請する方法が最も早期かつ円滑な発行に資するものであること。
- (2) 6 月 28 月付け通知において積極的な実施を依頼している申請時来庁方式、出張申請受付方式、申請サポート方式及び来庁者への申請勧奨については、下記の点に留意のうえ、未導入の団体は導入時期を計画に明示いただき可能な限り早期に導入いただきたいこと。
  - ① 出張申請受付の推進については、これまでも「企業等における個人番号カード

の一括申請等に対する積極的な対応について」(平成 27 年 12 月 21 日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡。以下「平成 27 年事務連絡」という。)においても、相当規模の企業等から相談があった場合には対応するよう努められたいことや、他部局からの応援など市町村横断的な柔軟な職員確保に努められたいこと、市町村間の連携などについて、積極的な対応を要請してきたところであり、より一層積極的に対応いただきたいこと。

② 出張申請受付に当たっては、他の市町村の住民の交付申請についても、本人確認を行った上で受け付けることも可能とされている(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成 26 年政令第 155 号)第 13 条第 1 項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成 26 年総務省令第 85 号)第 22 条の 2 及び通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平成 27 年 9 月 29 日付け総行住第 137 号)第 3-2-(1)(オ))。これに基づき、他の市町村の住民の交付申請も併せて受け付けることが周辺市町村も含めた円滑な交付促進の上で有効であることから、積極的に実施されたいこと。特に、平成 27 年事務連絡に示しているとおり、企業等の従業員等が所在地市町村のみならず、周辺や広域の市町村の住民も多く占める場合には、当該周辺や広域の市町村においては、所在地市町村からの職員の応援等の依頼があった場合、積極的に対応するよう努められたいこと。

③ ②の場合に、他の市町村が交付申請を受け付けたマイナンバーカードについては、住所地市町村は、申請した住民に本人限定受取郵便で送付することとなるため、その体制を整える必要があること。なお、本人限定受取郵便に係る経費については、個人番号カード交付事務費補助金の補助対象経費に計上できること。

④ 出張申請受付等の実施にあたっての他の機関との連携については下記に留意されたいこと。

ア 病院、介護施設等での出張申請受付については、来庁が困難であって顔写真付き本人確認書類を所有しない者へのマイナンバーカードの交付を進める上で有効であることから積極的な実施を検討されたいこと。

イ 税務署と連携した出張申請受付等の実施については、確定申告会場のほか、税を考える週間や記帳説明会等のイベントにおいても協力いただけることとされていることから、できるだけ早い段階で税務署に相談し、これらの機会を積極的に活用いただきたいこと。

ウ 法人会や青色申告会等に対し、国税庁から協力要請が行われていることから、これらの団体と協力した出張申請受付等の実施についても、できるだけ早い段階で法人会や青色申告会等に相談し、積極的に検討されたいこと。

エ 郵便局と連携した出張申請受付等については、現在実施に向けて日本郵便株

式会社と協議を進めているところであり、協議の結果を踏まえ、具体的な調整方法等についておって通知予定であるので、積極的に検討いただきたいこと。

オ ハローワーク、運転免許センター等及び地方出入国在留管理局における出張申請受付等のモデル事業に協力いただける団体については、交付円滑化計画の中で実施予定である旨を記載いただきたいこと。

#### 4 補助対象経費の見込額

今後の各市町村における交付の体制強化に対応し、国として必要な財政支援を適切に行うため、今年度及び令和2年度におけるマイナンバーカードの交付体制の整備、申請受付等の推進に必要な経費について見込まれたいこと。

#### 5 広報

- (1) 今回のマイナンバーカードの普及に向けた取組については、政府において、別添6, 7のような普及促進や広報が予定されていること。
- (2) (1)に対応して、各地方公共団体においてもマイナンバーカードの交付申請件数の増加を図るため、マイナンバーカードを活用した消費活性化策や健康保険証利用をはじめとするマイナンバーカードの利便性の向上及びマイナンバーカードの安全性等について、広報誌、ホームページ、SNS等の各種広報媒体を活用し、積極的に住民に周知されたいこと。その際、内閣府より提供することとしている広報素材(別途通知)を積極的に活用し、ポスター掲示等による広報を実施されたいこと。
- (3) 加えて、住民の利便性向上のため、土日・夜間の開庁状況や申請時来庁方式の導入状況、出張申請受付、申請サポートのほか、マイキーID設定支援端末の設置を含むマイキーID設定支援の状況などについても積極的に広報を実施されたいこと。
- (4) なお、市町村における広報に要する経費については、地方財政計画において、普通交付税の算定上、包括算定経費として措置されていること。

#### 6 実績の把握及び滞留防止

マイナンバーカードの交付滞留の防止及び早期の解消のため、J-LIS から提供する交付申請受付数、J-LIS からのカード送付枚数のほか、交付前設定数、交付通知書送付数及び交付数を月単位で実績報告いただきたいこと。特に交付の滞留が発生し又は発生しようとしている場合には、速やかに体制の増強等必要な対応を取られたいこと。

#### 7 マイナポイントに係るマイキーID設定支援

「マイナポイント」を活用した消費活性化策については、マイナンバーカード取得者が自らマイキーIDを設定することが前提となるものであり、総務省においては、マイキーID設定支援について、マイキーID設定方法の現行機能の改善や、より多くの機種スマートフォンからのマイキーID設定を可能とするためのシステム開発を進め

るとともに、民間主体による取組も含めて、官民で連携を図りながら様々な主体によるマイキーID 設定支援について調整・検討しているところであるが、地方公共団体においても、住民に身近な立場において積極的な取組を推進されたいこと。

具体的には、マイナンバーカードの取得からマイキーID の設定までを一連の流れで行うことができるよう、マイナンバーカード交付窓口近辺にマイキーID 設定支援用窓口を設置してマイキーID 担当部局がマイキーID 設定支援を行うことや、マイナンバーカード交付担当部局がマイキーID 設定支援も併せて行うことなど、マイナンバーカード交付担当部局とマイキーID 担当部局が連携して設定支援を行う体制を構築するとともに、公共施設や商業施設等でのマイキーID 設定支援の実施についても検討すること。

また、「マイナポイント」を活用した消費活性化策の広報については、マイナンバーカードに関する広報と連携して実施されたいこと。その際、マイナンバーカード交付と連携したマイキーID 設定支援についてはもとより、マイナンバーカード既取得者、申請時来庁方式等によりマイナンバーカードを交付した者に対しても、自宅等において自らのインターネット環境によりマイキーID を設定するときの受付方法を周知することや、庁舎等にマイキーID 設定支援窓口を設置したこと等が十分に周知することができるよう、広報を実施されたいこと。

## 8 記載要領及び提出方法

交付円滑化計画の策定に当たっての具体的な記載要領及び提出方法等については、別途「マイナンバーカード交付円滑化計画の提出について（依頼）」（令和元年9月11日付け閣副第399号・総行住第87号・総行情第50号）により通知予定であること。

## 第3 交付円滑化計画の推進のための国等の取組

### 1 マイナンバーカード交付事務円滑化のための事務処理要領の改正

別途「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について（通知）」（令和元年9月11日付け総行住第85号）により通知しているところ、以下の内容を主とする通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の改正を行ったこと。

- (1) オンライン申請について、交付時来庁方式のみ行うことができることとされていたところ、申請時来庁方式及び出張申請受付方式により申請受付を行う際にもオンラインで申請を行うことを可能としたこと。具体的には、タブレット端末等でカード交付申請書上のQRコードや申請書IDを用いてオンライン申請を受け付けた上で、本人確認のうえ暗証番号設定依頼書への記入を依頼し、当該依頼書を市町村において保管し、交付前設定に用いることとなること。
- (2) カード交付申請書の電子証明書書の不要チェック欄の記載を見直し、電子証明書が今後の健康保険証としての利用等、様々なサービス提供に必要となる旨を明記した

こと。

- (3) 交付通知書の様式について、代理人への交付が認められる場合が病気、身体の障害その他やむを得ない場合として市町村長が認める場合に限られることを明示したこと。
- (4) 転入等による住所変更等の際にマイナンバーカードの表面の追記欄の余白がなくなった場合には、次に券面記載事項に変更が生じた場合に追記欄への記載ができなくなることから、再交付の申請を行うよう案内することが適当である旨を明記したこと。

## 2 市町村の交付予定枚数に係る情報提供

市町村毎の住民からの交付申請数等の状況については、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から各市町村に対し情報提供を行っているところであるが、市町村における交付予定枚数の予測をより立てやすくするよう、月次の情報提供から週次の情報提供に改めること。また、提供する情報に、J-LIS から当該市町村へ送付したマイナンバーカードの枚数を追加すること。

## 3 優良事例の展開

各市町村におけるカード取得促進のための優良事例集について、総務省HP（[http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)）において掲載していること。今後、交付円滑化計画の取りまとめや実績報告の際又は別に行う照会により把握した交付円滑化のための優良事例についても、掲載予定であること。

## 4 電子証明書等の更新手数料の無料化

今年度及び令和2年度の対応として、マイナンバーカード（電子証明書を含む。）の有効期限到来時の再交付について、国費により手数料を無料化すること。

## 5 国費による財政措置

- (1) 交付円滑化計画の実施のために必要となる市町村の体制整備等に要する経費について、国費による財政措置を実施しており、マイナンバーカード交付のための時間外手当等の人件費、旅費、需用費等を個人番号カード事務費補助金の対象とすること。
- (2) 以下のとおり、個人番号カード事務費補助金の内容を拡充することとしたことから、この内容を踏まえ、交付促進のため積極的に取り組んでいただきたいこと。
  - ① 補助対象経費の追加
    - ア 申請受付用のタブレット端末、モバイルプリンター、マイナポータル端末に接続して使用するウェブカメラの購入費を補助対象に追加  
※今年度限りの措置であることに留意

※まずはマイナポータル端末を有効活用するためウェブカメラの購入について検討すること。なお、マイナポータル端末の追加配置の要望や、マイナポータル端末の活用に関する問合せについては、下記にある内閣府大臣官房番号制度担当室のマイナポータル担当者まで連絡いただきたいこと。

イ 出張申請受付及び申請サポートの実施に必要な旅費、使用料、賃借料等を補助対象に追加

※交付の促進に効果的な方法を検討し、そのために真に必要な経費を計上されたいこと

ウ 交付予約のためのウェブサイト及び電話窓口等に係る経費を補助対象に追加

エ カード交付事務のために追加で整備する統合端末のリース等に係る経費を補助対象に追加

## ② 算定方式の見直し

ア 出張申請受付方式及び申請サポート方式の取組を促進するため、基準額の算出において、これらの方式によりマイナンバーカードの交付申請を受け付けた件数及びサポートした件数の係数を割増

イ 基準額が実支出額に満たなかった市町村に対し、出張申請受付方式によりマイナンバーカードの交付申請を受け付けた件数に応じて、基準額を追加配分

ウ モデル事業を実施するためにかかる費用について、基準額との比較算定をせずに、実支出額を補助

## 第4 都道府県による助言・調整等

### 1 交付円滑化計画のとりまとめ

各都道府県は、市町村の策定した交付円滑化計画のとりまとめを行い、別途通知する記載要領に沿って、以下に留意して、交付円滑化計画の記載内容について確認・助言をいただきたいこと。

- (1) 各市町村の交付枚数想定が全体スケジュールに沿った数値となっているか
- (2) 職員配置数や統合端末数等の交付体制の十分な整備が予定されているか
- (3) 申請時来庁方式や出張申請受付方式の早期導入が予定されているか
- (4) 追加の補助対象経費が計上されているか

### 2 交付円滑化計画のフォローアップ

交付円滑化計画策定後、月単位で実績のフォローアップ調査を実施し、進捗状況の確認を行う予定であり、カード交付の滞留が生じている場合や、実施状況が計画と大きく乖離している団体がある場合には、必要な助言をいただきたいこと。

### 3 市町村が行う出張申請受付及び申請サポートの総合調整

第3-1(1)で示したように、市町村において出張申請受付を推進するに当たっては、他の市町村の住民の交付申請についても積極的に申請を受け付けることや、自団体の住民の交付申請について他の市町村による申請の受付を可能とするため本人限定郵便によりマイナンバーカードを送付できる体制を整えることが必要であることから、これらの市町村の取組について必要な助言を行われたいこと。また、出張申請受付の実施に当たり他の市町村からの応援職員の派遣について実施市町村から求めがあった場合には、広域的な職員の応援等の対応が円滑に行われるよう、助言や調整を行われたいこと。

(マイナンバー制度に関すること)

内閣官房番号制度推進室

担 当：谷口補佐、平石官

T E L：03-6441-3457

F A X：03-3501-3026

(マイナポータル、マイナポータル端末に関すること)

内閣府大臣官房番号制度担当室

担当：諸橋主査、稲田官

T E L：03-6441-3480

F A X：03-3501-3027

(マイキーIDに関すること)

総務省自治行政局マイナポイント施策推進室

担 当：酒井補佐、高橋官

T E L：03-5253-5525 (直通)

F A X：03-5253-5530

(交付円滑化計画に関すること)

総務省自治行政局住民制度課

担 当：小泉係長、及川官、尾崎官

T E L：03-5253-5517 (直通)

F A X：03-5253-5592

総行住第99号  
令和元年9月30日

各都道府県知事 殿

総務大臣

個人番号カード交付事業費補助金交付要綱の一部改正について

個人番号カード交付事業費補助金交付要綱（平成27年6月23日総行住第65号）を別紙のとおり一部改正することとしましたので通知します。

貴職におかれましては、本補助金の円滑な交付に向け、格別の御配慮をお願いします。

本通知の内容については、貴都道府県内の市区町村に対しても周知いただくようお願いします。



## 個人番号カード交付事業費補助金交付要綱

平成27年 6月23日総行住第 65号  
一部改正 平成27年10月30日総行住第169号  
一部改正 平成28年 9月27日総行住第171号  
一部改正 令和元年 9月30日総行住第 99号

### (通則)

第1条 個人番号カード交付事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年12月27日総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）、その他の法令及び関係通知のほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に定める通知カード及び同法第2条第7項に定める個人番号カードの交付等を円滑に行うことにより、社会保障・税番号制度の導入を推進し、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 総務大臣は、別紙1に定めるところにより、対象となる市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して補助金を交付する。

### (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別紙2に定める方法により算定された額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする市町村（以下「補助事業者」という。）は、別途総務大臣の定める日までに様式第1号による交付申請書を、都道府県知事を経由して総務大臣に提出しなければならない。

- 2 交付申請書の提出部数は2部（総務省用正本1部、都道府県用副本1部）とする。
- 3 都道府県知事は、補助事業者から第1項の交付申請書を受理したときは内容を審査し、

様式第2号による交付申請調書に必要事項を記載の上、当該調書の写しを1部添付して総務大臣に提出しなければならない。

- 4 補助事業者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

#### （交付の決定等）

第6条 総務大臣は、前条の規定により交付申請書の提出があった場合には、法令及び予算の定めるところに従い、これを審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、様式第3号により都道府県知事に対して交付決定の通知をするものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の通知があったときは、様式第4号により補助事業者に対して交付決定の通知をするものとする。

- 3 総務大臣は、前項の交付決定を行うに当たっては、前条第4項本文により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

- 4 総務大臣は、前条第4項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を附して交付決定を行うものとする。

- 5 総務大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を附することができる。

#### （申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から起算して30日以内に、様式第5号による交付申請取下げ届出書を、都道府県知事を経由して総務大臣に提出しなければならない。

- 3 前項の申出があったときは、都道府県知事は速やかに総務大臣に報告しなければならない。

#### （遂行状況報告）

第8条 補助事業者は、法第12条の規定による遂行状況について、都道府県知事から要求

があった場合は、報告しなければならない。

(補助事業の遂行等の命令)

第9条 都道府県知事は、補助事業が交付決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、法第13条第1項の規定に基づき、補助事業者はその遂行等を命ずることができる。

2 都道府県知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、法第13条第2項の規定に基づき、補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 第1項及び第2項の場合において、都道府県知事は必要に応じて総務大臣に報告を行い、指示を求めることができる。

(変更等の承認)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第6号による変更承認申請書を都道府県知事を経由して総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業費の額を変更するとき。ただし、事業費の額の20パーセント以内の額の減額及び入札による減額を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

(3) 事業を中止又は廃止しようとする場合。

2 総務大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

3 総務大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を附した場合は、様式第7号により都道府県知事に対して交付決定変更の通知をする。

4 都道府県知事は、第1項の通知があったときは、様式第8号により補助事業者に対して交付決定変更の通知をするものとする。

(補助事業遅延の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第9号による補助事業遅延報告書を総務大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して 1 か月を経過した日又は翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、様式第 10 号による実績報告書を、都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌会計年度の 4 月 30 日までに前項の報告書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第 1 項の報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(是正のための措置)

- 第 13 条 都道府県知事は、法第 16 条の規定に基づき、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命ずることができる。

(補助金の額の確定等)

- 第 14 条 都道府県知事は、法第 15 条の規定に基づき、補助事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者の様式第 11 号による補助金の額の確定通知書を通知するものとする。
- 2 前項の場合において、都道府県知事は、総務大臣に様式第 12 号による補助金の額の確定報告書を提出するものとする。

(補助金の支払)

- 第 15 条 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができるものとする。なお、国庫債務負担行為（財政法第 15 条第 1 項の規定により国が債務を負担する行為をいう。以下同じ。）に係る補助金の場合は、各年度の年割額の範囲内において精算（概算）払いをすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 13 号による補助金精算（概算）払請求書を、都道府県官署支出官に提出しなければならない。

(補助金の返還命令)

- 第 16 条 都道府県知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、

既にその額を超える補助金が交付されているときは、法第 18 条第 2 項の規定に基づき、当該補助事業者はその額の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還の期限)

第 17 条 法第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定による補助金の返還の期限については、同条第 1 項の場合にあっては、返還の命令がなされた日から 20 日以内とし、同条第 2 項の場合にあっては、返還の命令に附した日とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第 14 号の報告書を、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第 16 条及び第 17 条の規定を準用する。

(交付決定の取消等)

第 19 条 総務大臣は、第 10 条第 1 項(3)に基づく事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく総務大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
  - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 都道府県知事は、総務大臣が取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 都道府県知事は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項(4)に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 16 条及び第 17 条の規定を準用する。

(財産の管理)

第 20 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、

補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第 21 条 令第 13 条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、単価 50 万円以上のものとする。

2 補助事業により取得した財産の管理者は、補助事業により取得した財産を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供しようとする場合又は交付規則第 8 条に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、法第 22 条の規定に基づき、様式第 15 号による財産処分承認申請書を、都道府県知事を経由して総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の一部を国に納付させることができるものとする。

(補助金の経理)

第 22 条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておくなければならない。

(補助金調書)

第 23 条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式第 16 号による調書を作成しておかなければならない。

(補助事業の検査等)

第 24 条 総務大臣は、法第 23 条の規定に基づき補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、職員をして検査等をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票（様式第 17 号による。）を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(その他必要な事項)

第 25 条 補助金の交付に関するその他の必要な事項は、総務大臣が別に定める。

## 個人番号カード交付事業費補助金の補助対象経費（第3条関係）

この補助金の補助対象経費は、以下のとおりとする。

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「省令」という。）第35条第1項に基づき、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に、通知カード及び個人番号カードに係る事務のうち同条同項第1号から第8号に掲げる事務（以下「通知カード・個人番号カード関連事務」という。）を行わせることとした市町村が、省令第37条第1項の規定により機構に交付する交付金
2. 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号。以下「規則」という。）第65条第1項に基づき、機構に、認証業務のうち同条同項第1号から第4号に掲げる事務（以下「認証業務関連事務」という。）を行わせることとした市町村が、規則第67条第1項の規定により機構に交付する交付金
3. 法第67条第1項の各号に掲げる事務に要する経費として、市町村が機構に交付する交付金

## 個人番号カード交付事業費補助金の交付額の算定方法（第4条関係）

個人番号カード交付事業費補助金の交付額は、次により得られた金額とする。

別紙1に定める交付金として機構が対象市町村に請求する額－①－②－③－④

- ① 再交付した通知カードの枚数に500円を乗じた額（再交付がやむを得ないと認められる場合（※）を除く。）
- ② 再交付した個人番号カードの枚数に800円を乗じた額（再交付がやむを得ないと認められる場合（※）を除く。）
- ③ 個人番号カードの再交付に伴い再発行した電子証明書の発行数に200円を乗じた額（個人番号カードの再交付がやむを得ないと認められる場合（※）を除く。）
- ④ 日本郵便等へ損害賠償請求する額

※再交付がやむを得ないと認められる場合の該当性等については、以下のとおり。

## ●通知カード

事由	条項	該当性・国庫補助対象
通知カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合の再交付 個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合の再交付	省令第11条第1項第1号・第7号	原則として× ただし、 ①市区町村・J-LISのミスによる場合 ②天災その他の本人の責によらない場合 については○
通知カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付 個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付	省令第11条第1項第2号・第8号	○
通知カード又は個人番号カード返納後の再交付	省令第11条第1項第3号～第6号 により返納	原則として× ただし、 ①個人番号、住民票コード変更による返納後の再交付 ②市町村、J-LISの過失による誤交付後の再交付 ③国外転出による返納後の再交付



		については○
--	--	--------

●個人番号カード（電子証明書を含む）

事由	条項	該当性・国庫補助対象
紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合の再交付 カードの機能が損なわれた場合の再交付	省令第28条第1項	原則として×
		ただし、 ①市区町村・J-LISのミスによる場合 ②天災その他の本人の責によらない場合 については○
有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合の再交付 ※令和2年度末までに限る 追記欄の余白がなくなった場合の再交付	省令第29条第1項	○
個人番号カード返納後の再交付	政令第15条第2項～第4項により返納	原則として×
		ただし、 ①個人番号、住民票コード変更による返納後の再交付 ②市町村、J-LISの過失による誤交付後の再交付 ③国外転出による返納後の再交付 ④記載事項を変更（特別養子縁組による「氏名」、性別変更による「性別」に限る）するための返納後の再交付 については○

※政令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令

※省令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令